

「東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とした県産食材需要拡大事業」
業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機に、多くの外国人旅行者が来日することが見込まれます。これを機に、本県食材の魅力を国内外に発信して県産食材の需要拡大に取り組むとともに、食をきっかけとして、多くの外国人旅行者を石川県へ呼び込み、インバウンド需要につなげるため、外国人旅行者の情報収集源となる海外メディア等を対象としたフェア等を開催することとしています。

本事業を円滑かつ効率的に実施するために、本事業の一部を委託（以下「本業務委託」という。）することとしており、本業務委託を行うにあたり、提案者の実施能力、提出された提案内容を総合的に判断することにより受託者を決定するための企画提案を募集します。

2 委託事業の概要

- (1) 業務名 東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とした県産食材需要拡大事業業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から平成31年3月22日まで
- (4) 委託費用 2,400千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 本プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 委託事業を遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 海外メディアへのPRについてノウハウ等を有すること。
- (3) 本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 石川県から競争入札の指名停止又は見積もり合わせへの参加排除を受けて、企画提案受付期間において、指名停止期間中又は参加排除期間中にある者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団、その他、石川県の業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (6) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において未納がない者であること。

4 募集方法

県ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載します。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 平成30年8月31日（金）17時まで

(2) 受付方法

簡易なものをのぞき、質問書（別紙様式1）をFAX又は電子メール等により、生産流通課まで送付してください。送付先は「9 問い合わせ先」に同じ。

なお、提出した場合は、電話にて到達の確認をお願いします。

(3) 回答方法

質問書の提出があった事業者あてに、FAX又は電子メール等で回答します。

なお、質問の内容によっては回答しない場合もあります。

6 審査参加申込書及び企画提案書の提出について

(1) 提出期限 平成30年9月7日（金）17時（必着）

(2) 応募方法 持参又は郵送（FAX、メールでの応募は不可）

(3) 提出書類 下表のとおり

提出書類	形式	部数	様式
①審査参加申込書	A4	1部	別紙様式2
②企画提案書 ・企画提案の内容 ・事業実施スケジュール ・経費の概算見積書（内訳含む）	A4	6部	様式任意
③参考資料（組織概要、過去の実績等）	A4	6部	様式任意

(4) 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。

(5) 留意事項

- ① 一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。
- ② 本審査会に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ③ 提出された書類は、一切返却しないこととする。
- ④ プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
- ⑤ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ⑥ 書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。
- ⑦ 企画提案書提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、県から質問することがある。

7 審査方法

(1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類及び必要に応じて実施するプレゼンテーション等の内容について審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

評価項目	企画提案の内容（企画力）	本業務の実施内容をより豊かなものとする提案が具体的に示されており、かつ実現可能なものであるか。
	業務の実施体制	配置予定担当者に関し、人員及びほかの手持業務の状況から本業務に十分専念できると認められるか。
	取組姿勢等	委託業務の目的に照らして、理解が得られているか。
	効果的な提案（訴求力）	海外メディアへの掲載につながるような効果的な提案がされているか。
	団体の実績等	過去の実績（海外メディアPR、掲載実績等） セールスポイント
	価格（費用対効果）	妥当性

(2) 優先交渉権者の決定及び選定結果通知

- ① 審査において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。
なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。
- ② 選定結果については、応募者の代表者（担当者）宛FAXにて通知する。
なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査・選定結果に関する質問や異議申し立て等は、一切認めない。

8 契約締結について

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、石川県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

9 問い合わせ先

石川県農林水産部生産流通課

担当：廣田

住所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1（行政庁舎13階）

電話：076-225-1621

FAX：076-225-1624

メールアドレス：e210300@pref.ishikawa.lg.jp